

令和6年度

# 新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

## 対象世帯

### ◆次の要件をすべて満たす新婚世帯

- ① 婚姻日（婚姻届提出日）が令和6年1月1日から令和7年3月31日
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③ 夫婦の前年の所得の合計が500万円未満（世帯収入約680万円未満に相当）※
- ④ 過去に本補助金の交付を受けたことがない
- ⑤ 夫婦いずれも町税等の滞納がない
- ⑥ 申請時から3年以上継続して町内に居住する意思がある

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

### ◆次の要件を満たす継続補助世帯

令和5年度に伯耆町結婚新生活支援補助金の交付を受けた額が補助上限額に達しなかった世帯

## 対象経費 ◆令和6年4月1日から令和7年3月31日に支払った次の費用

新居の住宅費	① 新居の購入費 ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ③ 新居のリフォーム費用 ※夫婦いずれか又は、双方の名義の新居が対象です。
新居への引越費用	④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

## 補助額

- ①夫婦ともに**29歳以下**の新婚世帯：**上限60万円**
- ②①以外（**30歳以上39歳以下**）の新婚世帯：**上限30万円**
- ③継続補助世帯：前年度の補助上限額から交付を受けた額を差引いた金額

※本補助金の所得区分は「**一時所得**」に該当します。

（他の一時所得とされる所得との合計額が50万円以下の場合、確定申告の必要はありません。）

# 本事業をご利用された方の声

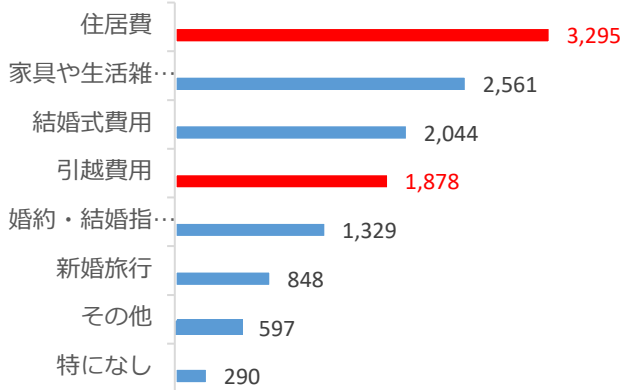
令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和4年9月公表）から、

- ① 結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数です。
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

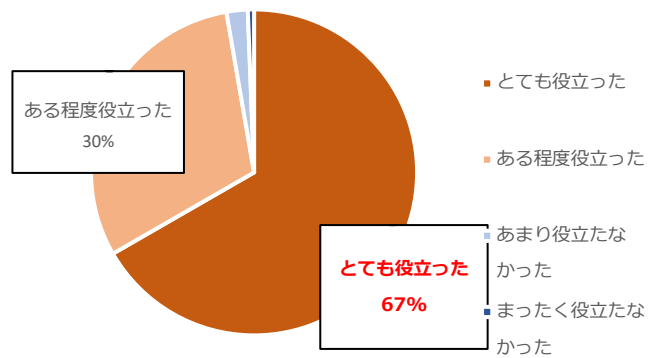


## 結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和4年9月）

### ① 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか



### ② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



### 【自由記載欄より】

夫が働き始めたばかりで収入面で不安がありましたが、この支援事業のおかげで安心して結婚に踏み切れました。



コロナ禍で不安の中、この事業の支援によって無事結婚できました。

○活用をご検討の世帯は必ず **2月末まで**にご相談ください。

○申請期間や必要書類など、詳しくは町ホームページをご覧ください、住民課までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請先】

伯耆町役場 住民課 0859-68-3115

町HP▶

